

【平成20年6月12日】政府が以下のことについて決定しました。

国民健康保険 からのお知らせ

照会先

国保年金課 ☎23-6716・23-7701

65歳以上の 国民健康保険税の支払い 方法の変更について

国民健康保険の被保険者全員の方が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、10月から原則世帯主の年金からの天引き（特別徴収）になります。（対象者の方は6月に通知しました、納税通知書の特別徴収の欄に金額が表示されています。）本年10月より年金から天引きされる方のうち、下記①②の2つの要件を満たす方は、申し出により、保険税の支払いを年金からの天引きから口座振替に変更できます。

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めている方。（直近2年間期限内納付）
- ②これからの保険税を口座振替により納めることができる方。

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)のお知らせ

照会先 高齢福祉課 ☎23-8127・23-7734

保険料の軽減割合が拡大されます

- 平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方（保険料額決定通知書の「⑦軽減額」の欄が27,517円の方）
➡均等割額を一律8.5割軽減とします。
 - 保険料額決定通知書の「①賦課のもととなる所得金額」の欄が58万円以下の方
➡所得割額を一律5割軽減とします。
- ★該当する方には、後日通知をしますので、改めて手続きをする必要はありません。

保険料の支払い方法の変更について

保険料を年金から天引きされている方、10月より年金から天引きされる方のうち、下記①②のいずれかの要件を満たす方は、申し出により、保険料の支払いを年金からの天引きから口座振替に変更できます。

- ①国民健康保険税を滞納することなく納めている方（世帯主）。（直近2年間納期限内納付）
 - ②年金収入が180万円未満の方の保険料を、本人の代わりに口座振替により納めることができる配偶者または世帯主。
- ★ただし、被用者保険の被保険者であった方および国保組合の組合員のうち保険料を給料から源泉徴収されていた方は除く。

申し出方法

共通

事前に金融機関の窓口にて国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の口座振替の手続き（持ち物＝通帳・銀行印）を行い、必ずその「ご本人控え」と「被保険者証」を担当課および各地域事務所にお持ちのうえ、申出書に必要事項をご記入ください。確認後速やかに年金からの天引きを中止する手続きを行います。金融機関での手続きをされても市役所に申し出がない場合には、年金からの天引き中止手続きができませんのでご注意ください。

- ★8月19日までに申し出されると、10月から口座振替による納付に変わり、今後の納期が記載された納入通知書を後日送付します。なお、8月19日を過ぎて申し出された場合は、10月分の年金からの天引き中止手続きに間に合いませんので、申し出される時期により、12月分以降の年金からの天引き中止となります。ご了承ください。